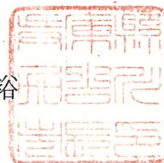




加古川市において、自転車等放置禁止区域等から次のとおり、放置自転車等を撤去し、保管したので、加古川市自転車等の放置の防止に関する条例（平成18年条例第45号）第13条の規定により告示する。

令和8年5月15日

加古川市長 岡田 康裕



① 加古川市自転車等の放置の防止に関する条例第11条の規定による自転車等の撤去台数

		加古川駅周辺	東加古川駅周辺	宝殿駅周辺	尾上の松駅周辺	浜の宮駅周辺	別府駅周辺
令和8年5月7日	木	10台	2台	0台	1台	0台	0台
令和8年5月8日	金	4台	1台	0台	0台	0台	0台
令和8年5月9日	土	5台	0台	0台	0台	0台	0台

② 加古川市自転車等の放置の防止に関する条例第12条の規定による自転車等の撤去台数

令和8年5月7日	木	神野町西条	1台
令和8年5月7日	木	平岡町一色	1台

保管及び返還場所	加古川市放置自転車保管所 (明姫幹線陸橋下・加古川市尾上町安田620番地)
保管期間	この告示の日から60日間
返還日時	月曜日から日曜日(祝日、年末年始を除く)10時15分から18時
返還を受ける際に必要なもの	自転車・原動機付自転車のカギ、身分証明書 保管手数料(自転車2,000円・原動機付自転車4,000円)
返還することができない場合の措置	保管期間を過ぎますと、売却又は廃棄します。 売却した場合は、この告示の日から6カ月間は売却代金を保管します。
問合せ先	加古川市放置自転車保管所(電話 079-425-5898)

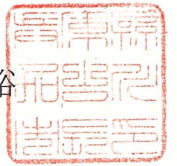


加古川市告示第190号

加古川市都市計画法に基づく開発行為の許可の基準等に関する条例施行規則（平成16年規則第5号）第7条の規定により、下記のとおり、地縁による団体をまちづくり協議会として認定したので、同規則第9条の規定により告示する。

令和8年5月15日

加古川市長 岡田 康裕



記

- 1 まちづくり協議会の名称
上原地区まちづくり協議会
- 2 まちづくり協議会の活動区域
加古川市平荘町上原
- 3 認定番号
第30号
- 4 認定年月日
令和8年5月8日



市道の区域変更及び供用開始に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、道路の区域を次のように変更し、令和8年5月15日から供用を開始する。その関係図面は、一般の縦覧に供する。

令和8年5月15日

加古川市長 岡田 康裕



記

1. 区域を変更する路線 下記のとおり

整理番号 路線名	道路の区域			
	区間	新旧	敷地の幅員 (m)	延長 (m)
0558 北野岸ノ下線	平岡町新在家字馬橋876番11地先から	新	5.5～11.0	13.0
	平岡町新在家字鴻野1370番4地先まで	旧	5.5	

2. 縦覧場所 加古川市加古川町北在家2000番地
加古川市役所 新館6階
加古川市建設部土木総務課

3. 縦覧期間 令和8年5月15日（金）から5月29日（金）まで
午前8時30分から午後5時15分まで
ただし、加古川市の休日を定める条例（平成2年条例第1号）第2条第1項に規定する市の休日は除く